

「(仮称) 墨田区公契約条例」(案)の基本的考え方について

1 趣旨

公契約を通じた区内企業の成長及び公契約業務に従事する者の労働環境の確保等を図り、区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的とする(仮称)墨田区公契約条例の制定に向けて基本的考え方等を報告する。

2 検討経過

(1) 第1回ヒアリング(令和4年5月～6月)

①墨田区入札等外部審査委員会委員(令和4年5月16日・19日)

全国の公契約条例の制定状況等を説明し、本区の条例制定について意見聴取した。

②労働者団体(令和4年5月26日)

同団体から実務型条例の提案があり、運用面において事業者の事務負担を軽減する方策を講じることを確認した。

③事業者団体(令和4年6月1日)

当初想定していた理念型条例に代わり、実務型条例を制定する方針を確認した。

(2) 第2回ヒアリング(令和4年9月)

①事業者団体(令和4年9月1日)

条例の適用範囲及び区への提出物等について、意見聴取した。

②労働者団体(令和4年9月2日)

事業者団体の意見(条例の適用範囲及び区への提出物等)をもとに意見聴取した。

③墨田区入札等外部審査委員会委員(令和4年9月12日)

事業者団体及び労働者団体の意見をもとに条例の適用範囲等を定めていくことについて意見聴取した。

(3) 条例制定区への調査

令和4年5月及び7月に調査を行った。

3 関係団体から聴取した主な意見

団体名等	主な意見
事業者団体	・事業者の過度の負担を招かないように条例の「適用範囲」を定めること ・区への提出物等において、極力簡素化を図ること
労働者団体	・区民、事業者、労働者のすべてにとって有益かつ効果的な条例として、「労働報酬の下限額」を定めた公契約条例を制定すること ・公契約条例の運用において、事業者の事務負担を軽減する方策を講じること
墨田区入札等外部審査委員会委員	・事業者及び区の負担が大きくなり過ぎず、かつ実効性が高まる公契約条例を制定すること ・労働者の権利が守られるよう努めること

4 基本的考え方

(1) 条例のタイプ

賃金条項を盛り込む「実務型」条例とする。

(2) 条例の適用範囲

工事請負契約、製造その他の請負契約及び業務委託契約、指定管理協定ごとに「適用範囲」を設ける。

(3) 労働者等の労働報酬

「労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金を支払わなければならない。」と規定する。

労働報酬下限額は、毎年、(仮称)公契約審議会に諮問した上で、区長が決定する。

(4) 事業者からの報告(提出)書類

公契約の履行に当たり、本区の公契約条例及び労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守していること等を、「チェックシート方式」により提出を求める。

(5) (仮称)公契約審議会の設置

本区の公契約条例に係る労働報酬(報酬下限額)を審議する会議体を設置する。委員の構成は、学識者、事業者代表、労働者代表からの選任を想定している。

5 今後のスケジュール

令和5年5月 事業者団体、労働者団体、有識者(墨田区入札等外部審査委員会委員)への最終ヒアリング

令和5年6月 区議会企画総務委員会において条例(素案)の報告

令和5年7月 条例(素案)のパブリックコメントの実施

令和5年9月 区議会に条例議案を提出